



島根県報

平成22年12月14日（火）

号外 第 202 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第731号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	佐田八神線	出雲市佐田町反邊字タズノミ234番6地先から同町反邊字樋ノ元235番5地先まで	前	メートル 4.85～ 12.28	メートル 300.14	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	9.92～ 17.88	300.14		
"	津和野田万川線	鹿足郡津和野町邑輝802番1地先から同1005番3地先まで	前	A	7.00～ 29.00	176.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 不用物件発生 事業用地と交換 払下げ
				B	11.00～ 31.00	176.00	
			後	A	5.20～ 5.30	3.00	
				B	11.00～ 31.00	176.00	
"	"	鹿足郡津和野町邑輝411番1地先から同地先まで	前	30.00～ 32.00	9.00	不用物件発生 減幅 事業用地と交換	
			後	25.00～ 30.00	9.00		
"	"	鹿足郡津和野町邑輝417番1地先から同地先まで	前	27.00～ 30.00	7.00	不用物件発生 減幅 事業用地と交換	
			後	24.00～ 25.00	7.00		

島根県告示第732号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	津和野田万川線	鹿足郡津和野町邑輝408番1地先から同町山下859番1地先まで	メートル 1,315.00	平成22年 12月23日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	